

## 環境技術実証事業 技術実証検討会設置要綱（案）

## 1 設置の目的

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下「協会」という。）が、「環境技術実証事業」における実証機関として試験を実施するにあたり、専門的知見に基づき検討、助言し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、「環境技術実証事業実施要領」（環境省）に基づき「環境技術実証事業 技術実証検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

## 2 検討事項

- (1) 対象技術の公募・選定に関すること
- (2) 実証試験計画に関すること
- (3) 実証試験の実施に関すること
- (4) 実証試験結果報告書に関すること
- (5) 実証試験を行った技術の普及に関すること

## 3 組織等

- (1) 検討会は、検討員 8 名以内で構成する。
- (2) 検討会に、座長を置く。
- (3) 座長は、検討会の事務を総理する。
- (4) 検討員は、技術実証に関連する学識経験者、有識者等から協会が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、協会が委嘱した日から当該日の属する年度の末日まで（委嘱契約の期間）とする。
- (6) 実証試験を効率的に検討するために、検討会を補助する分科会を設置することができる。分科会の委員構成は、検討会に準じる。
- (7) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者等をオブザーバー等として参加させることができる。

## 4 設置期間

第 1 回検討会開催日から平成 31 年 3 月末日まで

## 5 審議内容の公開等

検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、座長は検討会を非公開にできるものとする。

## 6 庶務

検討会の庶務は、協会内の実証事業事務局において行う。